

平成23年度 第2回奈良県自立支援協議会 全体会 議事録

日時：平成23年11月17日（木）

13：30～16：00

場所：奈良県中小企業会館 中会議室A

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題等
 - ① 部会及び圏域マネージャーの上半期の活動について（中間報告）
 - ② 第3期障害福祉計画の策定に向けて
 - ③ 災害被災地における障害者支援のしくみづくりについて
 - ④ 虐待防止法の施行に向けた対応について
 - ⑤ その他意見交換
4. 閉会

協議会出席者

・出席委員

小西委員、渡辺委員、和泉委員、大野委員、大前委員、梅田委員、伊藤委員、山本委員、山岡委員、
廣田委員、高野委員、尾崎委員、大久保委員、田ノ岡委員

・事務局

障害福祉課

土井課長、林主幹、石原補佐、平田補佐、水野主任調整員、中岡係長、夏原係長、高塚係長、
中野係長、元根主査、戸出主事

保健予防課

吉本課長、村田係長

土井課長 挨拶

本日は何かとお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

また、平素より障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

とりわけ、先の台風12号で被災された地域において、被災者に対する支援をはじめ、県協議会として「奈良県被災地障害者支援センター」を設置いただき、今もなお生活のしづらさや不安を抱えている方々への支援活動を行っていただくなど、多大なるご尽力をいただいておりますことに対して、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本年度の上半期を振り返ってみますと、障害者福祉を巡って様々な動きがございました。

6月には障害者虐待防止法が成立し、障害者に対する虐待禁止、国や地方自治体の責務等が規定されたところであり、県においても来年10月からの施行に向けて準備を進めているところです。

7月には障害者基本法が成立し、法の目的、障害者の定義、各分野の基本的施策等について見直しが

なされ、8月には「総合福祉部会の提言」がまとめられ、現在、来年の通常国会への法案提出に向けた作業が進められており、引き続きその動向を注視する必要があります。

さらに、10月からは自立支援法の改正により、グループホーム・ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護が実施されるなど今まさに制度の変革期にあります。

県では、こうした制度改正に着実に対応するとともに、障害のある人の自己決定や自己選択の尊重、障害者ケアマネジメントといった点については普遍的な視点と捉え、今後とも取組を進めていきたいと考えております。

本日は、各部会・各圏域における上半期の取組状況をご報告いただきますとともに、今年度策定することとしている第3期障害福祉計画、被災地における障害者支援のしくみづくり、虐待防止法の施行に向けた対応等について、御議論をお願いしたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 中野係長】

本日の議事進行について、本来であれば廣瀬会長にお願いするところでございますが、治療のため欠席ということですので、これまで会長職務代理をお勤めいただいております小西委員にお願いしたいと思います。

小西委員

本日の欠席委員は、廣瀬委員、中舎委員、千葉委員の3名です。

本日は議題が多数ありますので、報告に関しては簡潔にして頂き、検討に時間を割く会議にしていきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題に入ります。議題①「部会及び圏域マネージャーの上半期の活動」について、各部長から説明をお願いします。

【療育・教育部会】療育・教育部会長 小西委員

障害者自立支援法や児童福祉法の改正への対応も含め、部会を4回(5月20日、6月28日、8月2日、10月27日)開催した。

福祉の平準化・標準化を図るためには療育が必要であり、そのためにはデータの共有化が必要であると考え、サポートブック(リンクプラス)の作成に取り組んできた。今年度の上半期は、主にサポートブックの運用方法について議論した。サポートブックは間もなく完成するが、周知徹底をどうするかが課題である。他府県でも完成したが十分使用されていないことがあるようで、施設や行政等、様々な側面から必要性を訴え意識を高めていけるような仕組みが必要である。また、書き方の問題も含めて有効事例や失敗事例を整理し、これがあって良かった、助かったと実感していただけるような形にしていきたいと考えている。

また、障害児者の家族の問題については、養護学校在籍中の課題を解決できないまま成人になってしまったケースや情報がなかったために支援を受けず育ってきたケースを取組課題に設定して検討した。

今後の活動については、サポートブックの利用啓発をどのように進めるか、そしてサポートブックの活用を含めて障害児の家族支援をどうしていくかが課題と考えている。

また、これは療育部会だけではないが、自立支援協議会での議論が外から見えにくいという話をよく聞くので、議論の内容を外へきっちり発信していく必要があると考えている。

【就労・教育部会】就労・教育部会長 和泉委員

就労・教育部会は3回開催したが、昨年度からの継続課題と今年度の取組について、2点を中心に報告したい。

1点目は、福祉施設からの就労に関する実態調査の実施。今後、調査結果をもとに課題の洗い直しをすることとしている。

2点目は、障害者雇用や職場実習の受入等に積極的な企業の認証制度の検討。先行する県の例を参考にし、奈良県でもこのような制度を定着できるよう取り組んでいる。

【生活部会】生活部会長 渡辺委員

台風12号に伴う奈良県被災地障害者支援センターの件については、議題③で説明する。

県営住宅のグループホーム開設に向けて動き出しており、これを成功事例とすることで今後の拡大の方向性を探っていきたい。

重症心身障害児者の地域生活支援については、地域での拠点づくりを引き続き検討したい。

刑務所から出所した障害者を支援するために地域生活定着支援センターが動き出しているが、受け入れる側の資源が圧倒的に不足している中で、資源開発を進めるとともに、受入事業所をサポートする体制をつくっていく必要がある。

また、改正障害者自立支援法・児童福祉法が4月から施行されるが、小さい頃から大人になるまで切れ目なく一貫した支援を進めることが重要であり、下半期で踏み込んだ議論をしたいと考えている。

【人材育成部会】人材育成部会長 山岡委員

県主催の相談支援従事者研修について、例年より開催回数を多く設け、内容の充実に向けた検討を行った。今年度の研修は「支援の原点に戻る」ということをテーマとして取り組んだ。「支援とは何か、支援者はどうあるべきか」という内容で人材育成部会委員の協力のもと、新しい取り組みとしてパネルディスカッションを行った。

県主催研修はサービス管理責任者研修を除いて全て終わったので、今後は、受講者アンケートを分析し、次年度の研修企画に活かしたいと考えている。

また、人材育成部会に設けた人材育成検討会議では、人材育成に関する幅広い知識や協力を得ようと関係有志の方に集まっていたいただき議論しているが、「長期的なビジョンをもって人材育成に取り組まなければならない」との意見があったことを受け、今後は、埼玉県の人材育成ビジョン等を参考に、長期的な人材育成について考えていきたい。

小西委員

ただ今の各部会長から説明のあった中間報告や事前に資料を配付して確認をお願いしておりました各圏域の中間報告についてご意見・ご質問はありませんか。

渡辺委員が説明された児童福祉の問題は、今回の法改正に伴い、療育や就労といった部会ごとの議論だけでなく、全体の議論が必要であると感じている。

渡辺委員

法改正に伴い4月からサービス等利用計画の対象者が拡大されるが、それによって本当に必要な支援ができるかどうか非常に疑問である。現場にも混乱が生じている。市町村の中には指定に向けてアンケート調査を実施する等の準備を始めているところもあるが、現場としてはその必要性や効果に疑問を持っているところがほとんどであり、法改正への対応に向けてがんばろうという雰囲気には全くなっていない。相談支援事業所をフォローするしきみが無い中で、「法が改正されたからやらなければならない」と押し切ると、頑張っている事業所が持ちこたえられないのではないかという危惧がある。このことについて委員の皆様がお聞きになっていることがあれば伺いたい。

小西委員

こうした現場の声は県に届いているのか。奈良県としてどのように進めていくのか。今後、更に市町村格差が生じることも懸念される。

大野委員

今回の改正により、市町村の責任が大きくなる。現場は混乱している状況。

サービス等利用計画が出された時にどう対応したらいいのか、どう活用して支給決定につなげるか難しい部分がある。利用者がどのような方かという情報が判断の際に必要なだが、個々の利用者との繋がりには市町村によって大きな格差がある。

児童福祉法の改正についても、財政負担を含めて市町村の負担が大きくなる。障害児の通所については、障害部門だけでなく子育て支援の担当課も含めて議論されるべきと思うが、他の市町村の状況を聞いていると子育て支援の担当課の中には今回の法改正を全く知らないというところもある。今回の法改正が障害を持つ子供を支える支援の大きな枠組みだということが皆の共通理解になっていないと感じる。

4月施行に向けて手立てを県にお願いしたい。奈良県モデルのようなパターンがあれば市町村としてはやりやすい。

【東和圏域】東和圏域マネージャー 廣田委員

例えば宇陀市では指定を受けている相談支援事業所がそもそも1つしかなく、次年度に向けた危機感を持っているが、具体的にどうするか見通しは立っていない状況。12月に東和圏域の相談支援事業所で会議を開催する予定であり、今後の対応を考えていきたい。

【西和圏域】西和圏域マネージャー 高野委員

大和郡山市では、基幹相談支援センターの検討の中で相談支援のあり方を議論してきた。課題が多く、来年度の設置は見送ることとなったが、相談支援専門員のレベルアップや地域でできるだけ相談を受けて対応していくしきみをどのようにつくっていくか今後も検討していく予定。また、サービス等利用計画については、3支援センターがどのような形で対応することが望ましいかを議論しようということになり、今は様式の検討や具体的なケースをもとに検討を始めているところである。

【中和圏域】中和圏域マネージャー 山岡委員

サービス等利用計画について危機感をもっている相談支援事業所が多い。3市1町で委託相談支援事業所が集まって話をしたところ、「人材不足から基本相談支援だけでも大変なのに、これ以上の業務は

無理だ」という意見や、「兼務でしかできないので中途半端になる」という話もある。

小西委員

圏域マネージャーの方々が言われたように、少しでも効率のよい形を県と調整しながらつくっていきたいと思う。

渡辺委員

特に児童福祉法の改正については早期の対応が必要であり、早期に生活部会を開催し課題整理を始めたい。生活部会のメンバー以外に圏域マネージャーには是非参加いただきたい。

小西委員

よろしくをお願いします。

それでは、議題②「第3期障害福祉計画の策定に向けて」について事務局から説明をお願いします。

【事務局 元根主査】

(障害福祉計画関係資料 P1～P17)

今年度中に24年度～26年度までの3年間を計画期間とする第3期障害福祉計画を作成する必要がある。

1月中旬を目途に県で素案を作成し、施策推進協議会及び自立支援協議会の委員の皆様からご意見を伺い、パブリックコメントを経て年度末までに計画を策定する予定。なお、本日の資料に基づき現在の検討状況について国への中間報告を行う。

中間報告の対象となるのは地域移行・就労移行に関する数値目標及びサービス・整備に関する見込量。地域移行・就労移行に関する目標数値については、国の基本指針や事前調査の結果を踏まえ、P13記載の考え方にに基づき設定。サービス・整備に関する見込量については、現時点における市町村の見込量を集計。

本日は、計画策定の進め方、数値目標の考え方、地域移行や一般就労にむけて日頃皆様方が感じておられるような課題等について広くご意見をお伺いし、今後の計画策定に反映させていきたい。

小西委員

ただ今の事務局説明についてご意見・ご質問はありませんか。

田ノ岡委員

施設から一般就労に移行した方が、実際にどの程度の時間就労しているかという観点が重要。一般企業は雇用保険がかからない時間数までしか雇用しないパターンが多いと聞いているが、あまり短い時間数では収入にならない。

また、グループホーム・ケアホームで暮らす障害者の方の将来を見据え、就労や年金問題について考えていく必要があると感じている。

大久保委員

A型事業所等においては短時間の労働であっても日額報酬となっており、県外でも問題になっている

と聞いている。施設からの地域移行については、グループホーム・ケアホームが高齢の障害者にとって最終的な生活の場に成り得るのか議論が必要である。

また、財源の問題を視野に入れて検討しないと長続きしない計画になることに注意が必要である。

渡辺委員

地域移行を進める一方で施設入所の利用者数は増えているという矛盾が生じている。これは、地域移行により施設に空きが出て待機者がすぐに入所するからであるが、その要因は地域で暮らす資源が充実していないところにある。例えば、グループホームで高齢者を受け入れるためには在宅医療との連携が必要である。

田ノ岡委員

施設入所、グループホーム、単身の地域生活にはそれぞれ良いところがあり、どれもありきだと思うが、利用者の個々の特性を踏まえていずれが適切かを判断することが大切である。そういう点で相談支援は重要である。

小西委員

地域移行について各委員それぞれ表現方法は異なるものの、ご本人の意思を尊重すべきという点で方向性は同じだと感じた。また、計画に記載する数字の背景が重要であり、障害者計画との整合をとり、理念や具体策も含んだ障害福祉計画を策定する必要があると言う点は委員の共通認識である。

計画策定については、今後、各部会等で検討を進めていただくほか、意見等があれば事務局にメール等によりどんどん伝えていただきたい。

小西委員

それでは、議題③「災害被災地における障害者支援のしくみづくり」について事務局から説明をお願いします。

【事務局 元根主査】

(災害被災地関係資料 P1～P7)

被災地支援に伴い、皆様方に多大なご協力をいただいていることについて改めてお礼を申し上げます。

奈良県被災地障害者支援センターの設置以来、訪問相談等実施していただく中で、不安が和らいだという喜びの声がある一方、対応すべき新たな課題も出ているという現状である。

まず、9月に台風12号が発生したが、課題整理や関係者の意見調整等に時間を要し、正式にセンターの発足ができたのは10月19日になった。今後は速やかに体制を整えられるようにあらかじめ関係者の役割をきちんと明確にし、その上で周知徹底しておく必要がある。訪問相談を実施する上で最も問題になったのは、個人情報保護の問題から訪問相談の対象となる手帳保持者等の把握が困難であったこと。天理市では災害時における関係者への個人情報の提供についてあらかじめ本人の同意を得るという方法をとっており、1つのやり方として検討が必要である。

また、被災直後の対応をどうするかも重要な検討課題。被災直後は道路の寸断等により自衛隊等を除き外部からの支援が不可能であることから、物資の備蓄や避難訓練等について準備が不可欠となる。

生活部会で課題整理を始めた段階であるが、本日は、今回の教訓を踏まえ、今後このような災害が起

こった場合を想定したしくみづくりに関して皆様方のご意見を伺いたい。それを元に生活部会で課題整理を行い、地域自立支援協議会等における具体策の検討に繋げていきたい。

渡辺委員

部会で議論したものではないが、部会長として私の考えを資料 P7 にまとめており、これを叩き台にして議論したい。今回は直後の対応、緊急時の支援が随分遅れた。今回の課題を整理し、次回は連絡が無くても関係者がすぐに動けるようルールを作って合意しておかなければならない。そのような体制づくりのためのワーキングチームが必要だと考えている。

廣田委員

(資料「被災地障害者支援センター活動報告」について)

センターの活動状況についてとりまとめたので、後ほど目を通しておいていただきたい。

田ノ岡委員

委員の皆様方には色々な点でご協力ありがとうございました。

こだまの里は避難所の指定を受けているが、ダムが決壊する可能性があり、すぐに公民館に避難した。障害者以外の方と一緒に過ごすのが困難な利用者は車 4 台に分かれて寝泊まりした。東南海地震を想定し、食料は 1 週間分、薬は半月分備蓄していたため事なきをえたが、和式トイレしかなかったことや水や電気が無かったことで苦勞した。

訪問相談の実施にあたっては個人情報への壁が問題となった。支援が必要な方の名簿を役場から得られなかったため、村から防災がメインの調査を引き受け、その調査をする中で情報を収集し、訪問相談を行った。天理市の方法は有効だと感じている。

また、精神科の薬は早い段階からヘリコプターで運ばれてくるが、精神通院の名簿に記載されていない方の中にも薬を必要とする人がいる。名簿が無いために支援の対象から抜け落ちるという問題があり、今後対応が必要である。

大野委員

天理市では災害時要援護者台帳への登録に向けて取り組んでいるが、個人情報をどこでどのように管理するかということが大きな問題である。障害者だけでなく高齢者や乳幼児も対象となるが、特に障害者については障害特性により対応が異なるためどこまで情報を把握するか、また、年次更新をどうするかといった問題がある。役場が機能しなくなった場合を考えれば、市町村だけで管理してよいのかという問題もある。

大久保委員

私は自治会長を何回もやっているが、どこにどのような方が住んでおられるかを記載した台帳を持たせてもらえない。災害がおこったときに自治会の役割が果たせるのかという問題があり、何か良い方法を考えなければならない。

また、障害者の方の中にはそれ以外の方と一緒に暮らし難い方もおられる。東南海地震がいつ起きてもおかしくないと言われている中、障害者の方の避難先の確保や避難の方法について対策を講じておかなければならない。

尾崎委員

例えば道路にひびが入った場合、車椅子でどうやって避難するのかという問題がある。また、一般的な避難所では必要なケアを受けられない。介助する人も含め、必要なケアが受けられる障害者のための避難所ができれば本当がいい。

小西委員

本件については、生活部会でワーキングチームを立ち上げて今後の対策を検討しとりまとめるということをお願いします。

それでは、議題④「虐待防止法の施行に向けた対応」について事務局から説明をお願いします。

【事務局 中野係長】

(虐待防止法関係資料 P1～P6)

平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立し、来年 10 月から施行される。虐待防止施策については、どこで誰が虐待を受けたかということで 3 類型が規定されており、それぞれについて市町村・都道府県・労働局の責務・役割が明記されている。また、市町村・都道府県の部局又は施設に障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」を設置することとされている。

10 月の法施行に向け、国においては指導者養成研修の実施、対応マニュアルの作成がなされるとともに、障害者虐待の実態把握のための調査も実施する旨が示されている。これを受けて県や市町村ではセンター設置に向けた関係機関等のネットワークづくりのための連絡会議の開催、虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、マニュアルの検討を予定している。

資料 P2 のとおり、奈良県における障害者の権利擁護システムの構築に向け、市町村・事業所からの相談、研修の実施、通報対応連携システム・情報共有ネットワークの構築等といった機能を有する奈良県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村には通報の窓口、必要な措置の実施といった機能を有する市町村障害者虐待防止センターを設置する。

県としては、今後、センターに求められる機能を十分に果たすことができるよう体制づくりの検討を進めていきたいと考えている。市町村とも会議開催、情報提供を通じて連携しながら万全の体制で臨めるように努力していきたい。

資料 3P 以降は、大橋製作所事件を契機として、住み込みの在職障害者の権利擁護のための支援体制の確立を目的として、平成 20 年度に県自立支援協議会の就労教育部会の報告を受けて、在職障害者の権利擁護通報システムを定めたものであり、市町村や関係機関に周知・協力を求めてきたところである。虐待防止法の施行に伴い、この通報システムを引き続き、あるいはより効果的に有意義に機能させていかななくてはならないものであり、改めてご確認と地域へのご周知をお願いしたい。

渡辺委員

虐待防止法ができて、通報の義務が法的に定められたことはいいことだと思う。ただし、被害者やその方を支援する人達も含めたネットワークをつくっていく等、実効性のあるしくみがないと機能しない。現在の在職障害者権利擁護通報システムは非常によくできたものだと感じており、虐待防止法ができて絶対に必要なしくみだと感じている。虐待防止法の下でどのようにこのシステムを運営していくのが

いいかを考えていくことが重要である。

小西委員

今後の県における検討状況を踏まえ、自立支援協議会として何をすべきか考えていきたい。
本日の議題以外の件であってもご意見があればお願いします。

高野委員

平成22年度の調査結果によると、奈良県は重症心身障害児者が553人、県全体の0.04%を占めており、全国平均の0.03%よりも高い水準にあるが、自立支援協議会と医療ネットワーク会議の連携という点でどのような形で施策を進めていくのか。また、国は重心の方の地域生活を進めるためにコーディネーターを置く方向で来年度予算を検討していると思うが、奈良県でも運用ができないのか。

【事務局 平田補佐】

医療的なケアが必要な重症心身障害児者については、福祉だけでは対応が困難であり、平成22年度から医療機関を含めたネットワーク会議を開催している。平成23年度は、平成22年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、課題に応じた3つのテーマごとに部会を設け、優先的に解決すべき課題から検討しているところ。

第1部会（地域における重症児・者医療支援体制の充実強化）では、日中、病院の中で一時的に預かってもらって支援してもらえる方法や、重心児者を診ていただける地域のかかりつけ医を増やしていくための方策について検討している。

第2部会（重症心身障害児施設の充実・強化）では、実態調査の中でも非常に要望が高かったショートステイ、レスパイトの充実に向けて具体策を検討している。

第3部会（在宅生活の充実に向けた人材育成、相談支援の充実・強化）では、来年4月からの制度改正に伴う非医療職を対象とした痰吸引に関する研修の充実、訪問看護ステーションや一般病院の看護師を対象とした人材育成について検討している。

平成24年度予算に反映すべきものから優先的に議論している。また、実態調査のように予算がなくてもできるものは来年からでもやっていきたい。各部会においてある程度しくみがまとまった段階で、関係者に周知していきたい。

田ノ岡委員

私の知っているてんかんを持つ軽度の知的障害が、退院後のリハビリをリハビリセンターに依頼したところ、てんかんと知的障害を理由に断られた。

もう1点、痰の吸引について個人的な見解だが、4月から認められるのは咽頭までとのことだが、その範囲であれば吸引しなくても指でかきだすことが可能であり、もう少し奥まで可能にしてもらいたい。

小西委員

リハセンの話があったが、障害福祉圏域にある5つの県立病院（奈良病院、三室病院、五條病院、医大附属病院、リハセン）と開業医がネットワークを組み、障害者の受け入れやその後の対応も含めたしくみを検討いただきたい。

田ノ岡委員、大久保委員

国は外来患者の医療費の窓口負担に一律 100 円を上乗せする新制度を検討しているが、障害者の少ない収入の中から 100 円の負担は大変大きく、何とか阻止してもらいたい。

小西委員

業界では反対の署名を集める等の動きがある。

大久保委員

基幹相談支援センターについて、山添村は委託相談支援事業所が 2 つしかなく、現在の委託料で国が期待している機能を担うのはかなり難しいと思う。県は市町村に対して何か助言しているのか。

【事務局 林主幹】

国からの事務連絡について圏域ワーキング等を通じて随時お知らせするとともに、問い合わせがあれば制度の内容や考え方等を説明している。まずは地域の実態にあった形を検討していただくよう依頼しており、その検討過程で課題があれば県にどんどん言っていただきたい。

小西委員

本日の議論をまとめると、障害福祉計画については障害者計画との整合をとり、数字だけでなく理念や考え方といった内容も含めて議論の上、作成していただきたいこと、災害対応については生活部会でワーキングチームを立ち上げて検討していただきたいこと、虐待については現行の在職障害者のシステムを活用して体制を検討していただきたいこと。

また、4 月からの制度改正については、圏域マネージャーが中心になって、県自立支援協議会や市町村の地域自立支援協議会のネットワークを活かし、皆でノウハウを出し合いながら効率的に検討していただきたいこと。圏域マネージャーが対応できない部分は部会の中で対応していただきたいこと。この大変な時期にこそ、このしきみを活かしてきちんと作り上げていくことが大切である。

他に意見はございませんでしょうか。なければこれで終了させていただきます。

【事務局 林主幹】

本日は長時間にわたり熱心にご議論いただきましてありがとうございます。これをもちまして本日の協議会全体会を終了します。